

1 障害者自立支援法等の改正について

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成22年法律第71号。以下「整備法」という。）が、昨年12月10日に公布されたところである。

この整備法による障害者自立支援法等の主な改正内容は、以下のとおりであるので、ご了知のうえ、市町村、事業者等への周知等円滑な施行に向けた準備をお願いしたい。

整備法による各改正事項の施行期日については、障害者の範囲の見直し等については公布日、グループホーム・ケアホームの利用の際の助成（特定障害者特別給付費）の創設及び重度視覚障害者に対する移動支援の個別給付化（同行援護の創設）は平成23年10月1日、その他の事項については平成24年4月1日を予定している。

なお、整備法については、衆議院の決議及び参議院の附帯決議がそれぞれ付されているので、その趣旨も踏まえ、その施行に当たっていただきたい。

また、平成24年4月には報酬改定も予定しているところであるが、その内容、システム対応等については、後日お示しする。

(1) 利用者負担の見直しについて（平成24年4月1日施行予定）

① 利用者負担の規定の見直しについて

利用者負担については、これまでの累次の対策において、その軽減を図り、昨年4月からは低所得（市町村民税非課税）の障害者等につき、福祉サービス及び補装具に係る利用者負担を無料としたところであり、実質的に負担能力に応じた負担となっているところであるが、今般成立した整備法において、負担能力に応じた利用者負担とすることを法律上も明確化した。

この改正に伴い、障害者等に支給される障害福祉サービスに係る介護給付費等の月額額は、以下のようになる。

【改正前】

指定障害福祉サービス等につき通常要する費用の額の100分の90に相当する額（当該費用の額の100分の10に相当する額が支給決定障害者等の家計に与える影響その他の事情をしん酌して政令で定める額を超えるときは、当該費用の額の100分の90に相当する額を超え100分の100に相当する額以下の範囲内において政令で定める額）

【改正後】

アに掲げる額からイに掲げる額を控除して得た額

- ア 指定障害福祉サービス等につき通常要する費用の額
- イ 支給決定障害者等の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額（当該政令で定める額がアに掲げる額の100分の10に相当する額を超えるときは、当該相当する額）

上記のとおり、これまでの利用者負担と比べて高くなることがないように、負担能力に応じて設定される負担上限月額よりも、サービスに係る費用の1割に相当する額の方が低い場合には、当該1割に相当する額を負担していただくこととしている。

また、自立支援医療、療養介護医療、補装具、障害児通所支援、肢体不自由児通所医療、障害児入所支援及び障害児入所医療についても、障害福祉サービスと同様に、負担能力に応じた利用者負担を原則としたところであり、これらのサービスに係る給付費についても、介護給付費等と同様の方法により支給月額が算定されることとなる。

各サービスに係る利用者負担につき、「家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額」（負担上限月額）、その判定基準（階層区分、世帯の範囲等）などについては、予算編成等を踏まえながら順次お示ししていく。

② 利用者負担の合算について

これまでも世帯における負担の軽減等を図る観点から、同一の世帯に障害福祉サービスを利用する障害者等が複数いる場合や、障害福祉サービスと介護保険法に基づく居宅サービス等を併用する障害者等がいる場合などにおいて、利用者負担の合計額が一定の額を超える場合には、高額障害福祉サービス費等を支給しているところであるが、更なる負担軽減を図る観点から、今般成立した整備法において、高額障害福祉サービス費等の支給対象に補装具に係る利用者負担を加え、高額障害福祉サービス等給付費、高額障害児通所給付費及び高額障害児入所給付費を支給することとしたところである。

高額障害福祉サービス等給付費、高額障害児通所給付費及び高額障害児入所給付費は、同一の世帯に属する支給決定障害者等に係る以下の利用者負担の合計額が一定の額を超える場合に、当該超える部分に相当する額を支給（償還）するものである。

- ・ 障害福祉サービスに係る利用者負担
- ・ 補装具に係る利用者負担
- ・ 介護保険法に基づく居宅サービス等に係る利用者負担
- ・ 障害児通所支援に係る利用者負担
- ・ 障害児入所支援に係る利用者負担

高額障害福祉サービス等給付費、高額障害児通所給付費及び高額障害児入所給付費の算定基準額、支給（償還）額の計算方法、支給（償還）事務の取扱い等については、予算編成等を踏まえながら順次お示ししていくが、基本的な考え方は以下のとおりである。

- ・ 自立支援医療、療養介護医療、肢体不自由児通所医療及び障害児通所医療に係る利用者負担については、従来と同様、合算の対象外であること。
- ・ 高額障害福祉サービス等給付費、高額障害児通所給付費及び高額障害児入所給付費を併給する場合は、それぞれの支給（償還）額につき、従来と同様の方法により按分して算出するものであること。（高額障害福祉サービス等給付費及び高額障害児通所給付費は市町村において、高額障害児入所給付費は都道府県、指定都市及び児童相談所設置市において支給することにも留意されたい。）

（２）障害者の範囲の見直しについて（公布日（平成２２年１２月１０日）施行）

発達障害については、従来から精神障害に含まれるものとして障害者自立支援法に基づく給付の対象となっていたところであるが、今般成立した整備法によって、発達障害者が同法の障害者の範囲に含まれることが法律上に明記されたところである。

また、これに関して、障害者手帳の所持は、身体障害者を除き、障害者自立支援法に基づく給付の要件とされていないため、発達障害者は、障害者手帳を所持しているか否かにかかわらず同法に基づく給付の対象となり得ることについて、再度管内市町村及び発達障害者支援センター等の関係機関への周知をお願いする。

【発達障害の定義】

広汎性発達障害（自閉症、アスペルガー症候群等）、学習障害、注意欠陥・多動性障害等の通常低年齢で発現する脳機能の障害（発達障害者支援法第２条参照）

※ ICD-10（疾病及び関連保健問題の国際統計分類）におけるF80-F98に含まれる障害（平成17年4月1日付け文部科学事務次官、厚生労働事務次官連名通知）

なお、これまでも厚生労働省主催の会議等で周知を図っているところであるが、高次脳機能障害は器質性精神障害として精神障害に含まれていること、またこれにより高次脳機能障害者は、障害者手帳を所持しているか否かにかかわらず障害者自立支援法に基づく給付の対象となり得ることについても、再度管内市町村及び精神保健福祉センター等の関係機関への周知をお願いする。（このことについては、後日告示等において明記することを予定している。）

(3) 相談支援の充実等について

① 相談支援の充実について

ア 基幹相談支援センター（平成24年4月1日施行）

基幹相談支援センターは、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の相談支援に関する業務を総合的に行うことを目的とする施設であり、市町村又は当該業務の実施の委託を受けた者が設置することができることとされている。

基幹相談支援センターは、障害者の総合的な相談のほか、地域の相談支援事業者間の調整や支援といった役割を担うことを想定しているが、具体的な役割等については、後日お示しする。

イ 「自立支援協議会」を法律上位置付け（平成24年4月1日施行予定）

障害者の地域における自立した生活を支援していくためには、関係機関や関係団体、障害福祉サービス事業者や医療・教育・雇用を含めた関係者が、地域の課題を共有し、地域の支援体制の整備について協議を行うことが重要である。

※ （地域）自立支援協議会の設置状況（平成22年4月現在。速報値）
都道府県100%、市区町村85%

このため、これを担う自立支援協議会について、設置促進や運営の活性化のために法律上位置付けることとしている。

自立支援協議会を設置した都道府県及び市町村は、障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合、あらかじめ、自立支援協議会の意見を聴くよう努めなければならないこととされている。

この改正の施行日は平成24年4月1日を予定しているが、都道府県におかれては、今回の改正の趣旨を踏まえ、「第三期障害福祉計画（平成24年度～）」の作成に当たっても、自立支援協議会の意見を聴くよう努めるとともに、管内市町村に対してもこの旨を周知願いたい。

ウ 地域移行支援・地域定着支援の個別給付化（平成24年4月1日施行）

地域移行支援や地域定着支援について、これまで補助事業として実施してきた内容を個別給付化し、地域移行の取組みを強化することとしている。

地域移行支援は、障害者支援施設や精神科病院に入所等をしている障害者に対し、住居の確保、地域生活の準備や福祉サービスの見学・体験のための外出への同行支援、地域における生活に移行するための活動に関する相談等の支援を行うものである。

また、地域定着支援は、居宅で一人暮らししている障害者等に対する夜間も含む緊急時における連絡、相談等の支援を行うものである。

地域移行支援・地域定着支援を担う「指定一般相談支援事業者」は都

道府県が指定することとしている。その指定基準は後日お示しするが、都道府県におかれては、今後、準備に遺漏無きようお願いしたい。

なお、整備法附則第15条に基づき、施行（平成24年4月1日）の際、既存の指定相談支援事業者は、1年以内の省令で定める期間内は「指定一般相談支援事業者」とみなされるが、サービス等利用計画は、エに記載する「指定特定相談支援事業者」でなければ作成できないことに留意されたい。

エ 支給決定プロセスの見直し等（平成24年4月1日施行）

支給決定プロセスについて、介護給付費等の支給決定の前にサービス等利用計画案を作成し、支給決定の参考とするよう見直すとともに、現在、重度障害者等に限定されているサービス等利用計画作成の対象者を大幅に拡大することとしている。

サービス等利用計画の作成を担う「指定特定相談支援事業者」は市町村が指定することとしている。その指定基準は後日お示しするが、市町村におかれては、今後、準備に遺漏無きようお願いしたい。

また、障害児についても、新たに、児童福祉法に基づき、市町村が指定する「指定障害児相談支援事業者」が、通所サービスの利用に係る障害児支援利用計画（障害者のサービス等利用計画に相当）を作成することとしている。

※ 障害児については、居宅サービスの利用に係るものは障害者自立支援法に基づく「指定特定相談支援事業者」において、通所サービスの利用に係るものは児童福祉法に基づく「指定障害児相談支援事業者」において、作成することとなるが、これらの事業者の指定基準を同様とすること等により、同一事業者が一体的に計画を作成するようする方向で検討している。

※ 障害児の入所サービスについては、児童相談所が専門的な判断を行うため、障害児支援利用計画の作成対象外である。

なお、「指定特定相談支援事業者」又は「指定障害児相談支援事業者」が作成する計画案に代えて、障害者自ら又は障害児の保護者が作成する計画案（セルフケアプラン）を提出できることとしている。

② 成年後見制度利用支援事業の必須事業化について（平成24年4月1日施行予定）

成年後見制度利用支援事業について、市町村における制度の実施の促進を図るため、市町村の地域生活支援事業の必須事業とすることとしている。

対象者は、障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる障害者で成年後見制度の利用に要する費用について補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められるものとしている。

なお、補助の対象となる費用等は、予算編成等を踏まえながら順次お示ししていく。

(4) 障害児支援の強化（平成24年4月1日施行）

障害児支援については、これまで障害種別ごとに支援が実施されてきたところであるが、身近な地域で支援を受けられるようにするため、現行の知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設等について、入所により支援を行う施設を障害児入所施設等に、通所による支援を行う施設を児童発達支援センター等にそれぞれ一元化することとしている。

① 通所による支援の見直し

通所による支援については、障害児にとって身近な地域で支援を受けられるようにするため、障害児通所支援に再編することとしている。その際、現在、肢体不自由児通園施設において、肢体不自由についての治療を行っていることを踏まえ、児童発達支援センター等に通わせ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行う「児童発達支援」と、医療型児童発達支援センター又は指定医療機関に通わせ、児童発達支援及び治療を行う「医療型児童発達支援」に分けることとしているが、再編後も、障害特性に応じた適切な支援が確保されなければならないものとされている。

なお、児童発達支援は、児童福祉施設に位置付けられた「児童発達支援センター」で行われるほか、児童発達支援センター以外の場所でも行うことができることとしている。この具体的なサービス内容や実施基準等については、後日お示しする。

また、児童発達支援センターについては、児童発達支援を行うだけではなく、地域の療育を担う中核的な役割を付与する方向で検討している。

その他、放課後や夏休み等における居場所の確保を図る観点から、就学している障害児に対して、単なる居場所としてだけではなく、必要な訓練や指導などの療育を行うものとして、「放課後等デイサービス」を実施することとしている。これに伴い、現在、障害自立支援法に位置付けられている児童デイサービスは、改正後は、児童福祉法に基づく児童発達支援又は放課後等デイサービスとして実施されることとなる。

また、障害のある子どもと障害のない子どもがともに過ごしていけるようにすることは重要であるが、障害児にとっては専門的な指導や支援を受けることも必要であることを踏まえ、保育所等に通う障害児に対する支援を充実するため、障害児施設の職員等が保育所等を訪問し、障害児が集団生活へ適応できるよう専門的な支援を行う「保育所等訪問支援」を創設することとしている。

なお、通所による支援の見直しに関しては、以下の事項に留意されたい。

ア 在宅サービスや児童デイサービスの実施主体が市町村になっていること等を踏まえ、障害児通所支援については、障害児の保護者の居住地が所在する市町村を実施主体とすること。

イ 障害児通所支援事業を第2種社会福祉事業に位置付け、自治体や社会福祉法人以外の者も参入しやすくすること。

【経過措置について】

通所による支援の見直しに係る経過措置の概要は、以下のとおりである。

① 通所給付決定に係る経過措置について

- ・ 障害者自立支援法に基づき児童デイサービスに係る支給決定を受けている者は、施行日（平成24年4月1日）に、児童福祉法に基づく通所給付決定を受けたものとみなされる。（附則第23条第1項）
- ・ 施設給付決定（通所のみによる利用に係るものに限る。）を受けている者は、施行日に、通所給付決定を受けたものとみなされる。（附則第23条第3項）

※ このみなし通所給付決定により利用できるサービスの種類及びその有効期間については、政令で定める。

② 事業者指定に係る経過措置について

- ・ 障害者自立支援法に基づき児童デイサービスに係る指定を受けている者は、施行日に、児童福祉法に基づく児童発達支援及び放課後等デイサービスに係る指定を受けたものとみなされる。（附則第22条第1項）
- ・ 知的障害児通園施設又は盲ろうあ児施設（通所のみにより利用されるものに限る。）に係る指定を受けている者は、施行日に、児童発達支援に係る指定を受けたものとみなされる。（附則第22条第2項）
- ・ 肢体不自由児施設（通所のみにより利用されるものに限る。）に係る指定を受けている者は、施行日に、医療型児童発達支援に係る指定を受けたものとみなされる。（附則第22条第3項）

※ いずれも施行日から1年以内の省令で定める期間内に指定の申請をしないときは、当該期間の経過によって、みなし指定の効力は失効となることに留意されたい。

③ 障害児通所事業等の開始に係る届出に係る経過措置

- ・ 障害者自立支援法に基づき児童デイサービスに係る事業の開始に係る届出をしている者は、施行日に、児童福祉法に基づく児童発達支援及び放課後等デイサービスに係る事業の開始の届出をしたものとみなされる。（附則第33条第1項）

- ・ 障害児通所支援事業に相当する事業に供する施設に係る設置の届出等をしている者は、施行日に、障害児通所事業等の開始の届出をしたものとみなされる。(附則第33条第2項)
- ・ 現に児童福祉法に基づき必要な届出等を行って知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設（通所のみにより利用されるものに限る。）又は肢体不自由児施設（通所のみにより利用されるものに限る。）を設置している者は、施行日に、必要な届出等を行って児童発達支援センターを設置しているものとみなされる。(附則第34条第2項)

② 入所による支援の見直し

入所による支援についても、障害の重複化等を踏まえ、複数の障害に対応できるよう再編することとしている。その際、通所による支援と同様、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与を行う「障害児入所支援（福祉型）」と、これらの支援とともに知的障害、肢体不自由又は重症心身障害についての治療を行う「障害児入所支援（医療型）」に分けることとしているが、再編後も、知的障害、盲ろうあ、肢体不自由、重症心身障害といったそれぞれの障害の特性に応じた適切な支援が確保されなければならないものとされている。

なお、具体的な実施基準等については、後日お示しするが、入所による支援の見直しに関しては、以下の事項に留意されたい。

- ア 都道府県、指定都市及び児童相談所設置市を引き続き実施主体とすること。
- イ 都道府県等が引き続き障害児入所施設による支援がなければ福祉を損なうおそれがあると認めるときは、当該入所者からの申請により満20歳に達するまで障害児入所施設による支援を受けることができること。

【経過措置について】

入所による支援の見直しに係る経過措置の概要は、以下のとおりである。

- ① 入所給付決定に係る経過措置について
 - ・ 施設給付決定（通所のみによる利用に係るものを除く。）を受けている者は、施行日（平成24年4月1日）に、入所給付決定を受けたものとみなされる。(附則第26条)
 - ※ みなし入所給付決定の有効期間は、現に受けている施設給付決定の有効期間の残存期間と同一の期間となる。
- ② 事業者指定に係る経過措置について
 - ・ 知的障害児施設、盲ろうあ児施設（通所のみにより利用されるものを除く。）、肢体不自由児施設（通所のみにより利用されるものを除く。）又は重症心身障害児施設に係る指定を受けている者は、

施行日に、障害児入所施設に係る指定を受けたものとみなされる。
(附則第27条)

※ みなし指定の有効期間は、現に受けている指定の有効期間の残存期間と同一の期間となる。

③ 障害児入所施設の設置に係る届出に係る経過措置

現に児童福祉法に基づき必要な届出等を行って②の施設を設置している者は、施行日に、必要な届出等を行って障害児入所施設を設置しているものとみなされる。(附則第34条第1項)

③ 在園期間の延長措置の見直し

今般の改正により、これまで児童福祉法による支援を行っていた18歳以上の障害児施設入所者については、子どもから大人にわたる支援の継続性を確保しつつ、より適切な支援が行われるようにする観点から、障害者自立支援法で対応するよう見直しを行うこととしている。

この見直しに伴い、障害児施設入所者が、引き続いて障害者支援施設に入所する場合については、当該入所者が18歳となる日の前日に保護者であった者が有した居住地が所在する市町村が実施主体となるので留意されたい。

また、この見直しに当たっては、障害児施設入所者が障害福祉サービスを利用することとなる場合、必要とする障害福祉サービスが適切に提供されるよう、障害福祉サービスの事業の基準の設定に当たって適切な配慮等を行うこととしている。その具体的な内容等については、後日お示しするが、特に重症心身障害者について十分配慮したうえで、支援の継続性を確保するための措置や、現在入所している者が退所させられないことを行うための措置を行うこととしている。

【経過措置について】

在園期間の延長の見直しに係る経過措置の概要は、以下のとおりである。

① 障害福祉サービスへの移行に係る手続の省略

在園期間の延長の見直しによって、障害児施設への入所ができなくなり、継続して障害福祉サービス（施設入所支援や療養介護）を利用する必要がある者については、一定の期日までに申出をした場合（※）、市町村は、障害程度区分の認定、支給要否決定等の手続を省略して支給決定を行う。(附則第35条)

※ 施行日（平成24年4月1日）に18歳以上である者が施行日において障害児施設への入所ができなくなる場合は施行日までに、施行日に18歳未満である者が施行日以後に18歳となることに伴い障害児施設への入所ができなくなる場合は18歳となる日までに申出を行う必要がある。

② 現に在園期間の延長等により知的障害児施設等に入所等又は児童デイサービスを利用している20歳未満の者に係る経過措置について

現に在園期間の延長により知的障害児施設等に入所等をしている20歳未満の者については、施行日に、入所給付決定を受けたものとみなされる。(附則第30条)

また、利用年齢に関する特例により児童デイサービスを利用している20歳未満の者については、施行日に、通所給付決定を受けたものとみなされる。(附則第23条第2項)

※ この経過措置によって入所等を継続した者についても、その在園期間は20歳までであることに留意されたい。

(5) グループホーム・ケアホームの利用の際の助成について（平成23年10月1日施行予定）

障害者の地域生活への移行を促進するためには、障害者が安心して暮らせる「住まいの場」を確保する必要がある。

このことを踏まえ、今般成立した整備法において、グループホーム・ケアホームを利用している障害者に対して居住に要する費用の助成を行うこととしたところである。

この助成（特定障害者特別給付費（いわゆる補足給付））に係る事務取扱等の詳細については本年4月に案をお示しする予定であるが、支給対象者、対象経費、支給額等の基本的枠組みについては、以下のとおりとする予定であるので、必要な準備をよろしく願います。

【支給対象者】

共同生活援助（グループホーム）又は共同生活介護（ケアホーム）に係る支給決定を受けている障害者（当該障害者又は同一の世帯に属する配偶者が市町村民税を課されている場合を除く。）

【対象経費】

支給対象者が入居している共同生活住居における家賃

【支給額（月額）】

1万円（支給対象者が入居している共同生活住居における家賃の月額が1万円未満の場合は、当該家賃の額）

※ 月の途中で入居又は退去をした場合は、当該月の家賃として実際に支払った額に基づき支給額を算定

→ 当該支払った額が1万円以上の場合は1万円、1万円未満の場合は当該支払った額を支給

【支給方法】

事業者による代理受領が可能

- ※ この場合、事業者に対する特定障害者特別給付費の支払は、介護給付費等に係る代理受領の場合と同様、翌々月となる。

なお、グループホーム・ケアホームに係る家賃を改定する際は、障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）第143条第5項等に基づき、事業者は利用者に対して説明を行い、その同意を得ることが必要とされている。

都道府県においては、事業者がこのことを周知するとともに、障害者自立支援法第46条第1項に基づく家賃の改定に係る届出等があった場合には、家賃を改定する理由、利用者に対する説明が適切になされているか、その同意を適正に取っているかということの確認等を行い、不適正な家賃の改定がなされないよう必要な対応をよろしく願います。

（6）重度視覚障害者（児）に対する移動支援の個別給付化（同行援護の創設）について（平成23年10月1日施行予定）

重度視覚障害者（児）の移動支援については、今般成立した整備法において、外出時に同行し、移動に必要な情報の提供や移動の援護等を行う同行援護が障害福祉サービスに位置付けられ、自立支援給付の対象とされたところである。

同行援護の対象者やサービス内容の範囲、事業者の指定基準、国庫負担基準等については、現在検討中であり、本年4月に案をお示しする予定である。

（7）事業者の業務管理体制の整備について（平成24年4月1日施行予定）

今般成立した整備法により、新たに指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設等の設置者等（以下この（7）において単に「事業者」という。）に業務管理体制の整備及び届出が義務付けられるとともに、国、都道府県及び市町村に事業者の本部等への立入検査の権限等が付与されるなど、事業者による不正事案の発生防止と適正なサービスの提供を確保するための措置が定められたところであるが、その主な内容は、以下のとおりであるので、ご了承ください。

① 法令を遵守するための体制の確保に係る措置

事業者を単位として、法令を遵守する義務を履行を確保するための体制（業務管理体制）を整備することを義務付けることとした。

② 監査・監督機能の強化

不正行為への組織的な関与が疑われる場合等において、都道府県知事等が事業者の本部等に立入検査することができる権限を新たに創設すること

とした。

③ 不正事業者等による処分逃れを防止するための措置

- ・ 事業の廃止等に係る届出について、事後届出制から事前届出制に変更することとした。
- ・ 指定を取り消された事業者が、当該事業者と密接な関係にある者に事業を移行する場合について、指定（指定の更新を含む。④において同じ。）に係る欠格事由に追加することとした。

④ 連座制（※）の適用緩和

不正行為に係る事業者の責任の程度を考慮し、都道府県知事等が指定の可否を判断できるよう連座制の適用を緩和することとした。

※ 「連座制」とは、ある一つの事業所で不正行為が発覚し、指定が取り消された場合に、当該事業所を運営する法人について、新たな事業所の指定や既存事業所の指定の更新が認められない取扱いをいう。

現行制度においては、組織的な不正行為であるか否かにかかわらず、一律に連座制が適用される取扱いとなっている。

⑤ 事業の廃止等をする場合におけるサービスの確保に係る措置

- ・ 事業の廃止等をする事業者について、サービスを利用していた者が引き続きサービスを受けることができるよう必要な便宜を提供することを義務付けることとした。
- ・ 必要な便宜の提供を適正に行っていない場合において、都道府県知事等が事業者に対して当該便宜の提供を適正に行うよう勧告・命令を行うことができる権限を新たに創設することとした。
- ・ 都道府県知事等は、事業者による必要な便宜の提供が円滑に行われるよう必要な助言等の援助を行うことができることとした。

【業務管理体制の監督権者について】

業務管理体制の監督権者（事業者から業務管理体制の整備に係る届出を受け、上記の権限を行使する機関）は、以下のとおりである。

- ① 次のいずれかに該当する事業者又は施設等の設置者 厚生労働大臣
 - ア 指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設、指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者、指定障害児通所支援事業者、指定障害児入所施設、指定医療機関及び指定障害児相談支援事業者のうち事業所又は施設等が2以上の都道府県に所在する事業者又は施設等の設置者
 - イ のぞみの園
- ② 次のいずれかに該当する事業者又は施設等の設置者 都道府県知事
 - ア 指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設、指定一般相談支援事業者、指定障害児通所支援事業者、指定障害児入所施設及び指定医療機関のうち事業所又は施設等が同一都道府県内にのみ所在する事業者又は施設等の設置者

- イ 指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者のうち事業所が同一都道府県内の2以上の市町村に所在するもの
- ③ 指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者のうち事業所が同一市町村内のみで所在するもの 市町村長
- ※ 業務管理体制の監督権者と事業者の指定権者が異なる場合があることに留意されたい。

なお、基準該当障害福祉サービス事業者は、これらの措置の対象外であるが、これらの措置が不正事案の発生防止と適正なサービスの提供の確保を目的としているという趣旨を踏まえ、市町村においては、基準該当障害福祉サービス事業者による不正事案の発生防止と適正なサービスの提供が確保されるよう必要な配慮をお願いします。

事業者等の業務管理体制に関する基準、業務管理体制確認検査指針（仮称）、業務管理体制の整備に必要な事業者等に係るデータの管理方法等については、追って連絡するが、基本的には介護保険法に基づく業務管理体制の整備等に係る仕組みと同様のものとする予定である。

また、施行日（平成24年4月1日予定）以後に行うこととなる業務管理体制の整備に係る届出については、一定の経過措置（介護保険の例では、制度施行後6か月以内の届出を認める経過措置を実施）を設けることを検討しているが、その内容についても後日お示しする。

各事業者等における業務管理体制が実効ある形で機能し、不正事案の発生防止と適正なサービスの提供が確保されるためには、事業者等が自ら適切な業務管理体制を整備し、不断にその改善を図っていくことが最も重要であるが、国、都道府県及び市町村においても事業者等への業務管理体制の整備の状況に対する監督を通じて、適切な助言を行うことにより、その取組みを支援していくことが必要であるので、必要な対応をよろしくをお願いします。

2 介護職員等によるたんの吸引等の実施について

(1) 介護職員等によるたんの吸引等の実施のための制度の在り方に関する検討会について

これまで、介護職員等によるたんの吸引・経管栄養の取扱については、当面のやむを得ない措置（実質的違法性阻却）として、在宅・特別養護老人ホーム・特別支援学校において、介護職員等がたんの吸引等のうちの一定の行為を実施することを一定の要件の下、運用上認めてきた。（関連資料2（39, 40頁））

しかしながら、こうした運用による対応について、そもそも法律において